広報 かみいた

No.260
2020.2

上板町成人式が1月2日（木）に上板町中央公民館にて開催され、138人（当日出席93名）が新成人を迎えられました。これからの人生に誇りと責任を持って、大いに前進し、明日の社会を明るくする原動力となられるようお祈りいたします。

高志小学校 ジャパンSDGsアワード受賞　2
土砂災害警戒区域等が追加指定されました　4
こころの健康講演会　11
セカンドライフ・チャレンジ農業支援事業　16
ジャパンブルー上板からのお知らせ　19
（写真）成人式

〈上板町の人口〉住民基本台帳登録人口　令和元年12月末現在　○世帯数／4,910世帯　○人口／男5,732人／女6,224人／計11,956人

高志小学校がSDGsパートナーシップ賞（特別賞）を受賞

令和元年12月20日に首相官邸で行われた第3回ジャパンSDGsアワードにおいて、高志小学校がSDGsパートナーシップ賞（特別賞）を受賞しました。

SDGs（持続可能な開発目標）とは、国連サミットで採択された多様性と包摂性のあるよりよい世界を目指すための17の国際目標です。

高志小学校では、2017年度から、「エシカル消費の推進を通した脱炭素社会の実現を図るライフスタイルの変革」をテーマに、地域の生産者、企業、NPO、行政機関等と連携し、地産地消の推進、食品ロスの削減、阿波藍の六次化への挑戦など、全学年で環境などに配慮したエシカル消費推進のため消費者教育を実践しています。

表彰状

徳島県上板町立
高志小学校殿

貴団体は持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組を積極的に行い特筆すべき功績がありました
よってここにこれを表彰します

令和元年十二月二十日

SDGs推進本部

出典：首相官邸ホームページ
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201912/20sdgs_award.html

■ジャパンSDGsアワード
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/award/index.html

町長表彰式挙行される

1月12日、新年互礼会の席において、町長表彰式が行われました。

各分野で活躍され、その功績により表彰状を受けられたのは、次の方々です。

（敬称略）

◆地方自治の発展に貢献
上原正直

◆徳島県美術展で特に優秀な成績
丸居哲雄

◆社会福祉の増進に貢献
杢保宥

◆行政の適正な執行と運営管理に貢献
安田克良

◆公正で開かれた町政の推進と個人の権利利益保護に貢献
竹内功
嘉重米子

◆地域住民の保全と防災意識向上に貢献
坂東正晃

◆国民健康保険事業の適正な運営に貢献
日下和芳

◆社会福祉の向上に貢献
西條力
佐野利昭
岸本守義
七條郁雄
西木榮子
日下隆
安藝文哉
切原葉子

旭日単光章 受章

笹山茂樹氏

令和元年12月1日付けで、旭日単光章を受章されました。

氏は、上板町議会議員として平成3年10月に初当選以来、平成19年9月までの間、4期に亘り本町発展のため活躍されました。

これらの功績が認められ、今回の栄えある受章となりました。

氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

消防団出初式

令和2年1月14日（火）
上板町農村環境改善センター

徳島県知事表彰

上板町消防団
第四分団　部長
湊　義明

消防団員として永きにわたり地域に貢献した功績が認められ栄誉ある徳島県知事表彰を授かりました。

上板町消防団
第六分団　団員
横田浩章

消防団員として永きにわたり地域に貢献した功績が認められ栄誉ある徳島県知事表彰を授かりました。

板野西部消防組合消防本部　消防司令補
松岡哲司

消防吏員として永きにわたり地域に貢献した功績が認められ栄誉ある徳島県知事表彰を授かりました。

日本消防協会長表彰

■精績章

（本　団）
（副団長）多田成和

■勤続章

（本　団）
（団　長）坂東正晃
（第一分団）
（副分団長）板東裕二
第一分団
団　員　榎本浩章

（　）は受章時の所属と階級

徳島県消防協会長表彰

■功績賞

第五分団
分団長　佐藤教治
第三分団
団　員　稲井勝

■精績章

本　団
副団長　前田明徳
第三分団
分団長　中村一富

徳島板野警察署長感謝状

本　団
副団長　菊地将徳
第四分団
分団長　小賀野靖史
第六分団
分団長　戸田昌希

板野地方分会長表彰

第一分団
団　員　家長亮平
第二分団
団　員　谷口友伯
第三分団
部　長　米原啓太
第四分団
団　員　和田将揮
第五分団
団　員　四宮慎一郎
第六分団
団　員　佐藤誠

上板町長表彰並びに感謝状

■町長表彰

第二分団
班　長　平山遼太
第三分団
団　員　渡邉健太
第四分団
団　員　藤田憲嗣
第五分団
団　員　吉住優
第六分団
団　員　冨士大勝俊

■内助の功感謝状

前田弥生様
中村純子様

■火災予防啓発ポスター最優秀賞

神宅小学校　濱口優依様
東光小学校　櫻井琉伽様
松島小学校　松本優月様
高志小学校　納田光様

上板町消防団長表彰

第一分団
団　員　兼間大輔
第二分団
団　員　酒井翔太
第三分団
団　員　杢保幸輝
第四分団
団　員　森脇和弘
第五分団
団　員　水貝淳
第六分団
団　員　飯田智史

上板町は住宅を取得し定住される人を応援します！

上板町定住促進「住宅取得応援助成金」

○助成の概要

他市町村に住所を有する方又は、住所は町内に有していても住宅を所有しない方が、定住のために上板町内に住宅を取得した場合に、上板町定住促進「住宅取得応援助成金」を交付します。

○対象となる要件

◆他市町村に住所を有する方又は、町内に住所を有するが住宅を所有しない方が、定住のために住宅を取得した場合。
◎上板町に定住する場合のみが対象です。
◎年齢制限、所得制限はありません。

○物件の要件

◆平成30年4月1日から令和5年3月31日までに自らが居住するために取得した住宅
◎新築住宅（建売住宅を含みます。）・中古住宅、いずれも対象になります。
◎店舗併用住宅等は、居住部分のみが対象です。
◎賃貸住宅は対象外です。
◎住宅は、所有権保存登記又は移転登記が完了している必要があります。
◎敷地（土地）は、取得の場合は所有権移転登記が、借受けの場合は貸借契約等が完了している必要があります。
◎敷地（土地）と住宅（家屋）の所有者が異なる場合、土地の固定資産税相当額は対象外とします。
◆床面積が50㎡以上から280㎡以下の住宅
◎併用住宅にかかる床面積は、居住の用に供する部分の面積とします。

○助成金の額

助成金の額は、対象住宅及び対象住宅に係る住宅用地に対して賦課及び納付された固定資産税額に相当する額とします。
◎住宅用地については所有権を有する場合のみが対象になります。

○助成の期間

助成の期間は、対象住宅を取得し、最初に到来する固定資産税賦課期日の属する年度以降5年間とします。

○交付申請

7月～翌年2月末の間
◎固定資産税納付後の申請になります。
◎助成金は年度毎の納付された固定資産税に対して交付されるものであるため、制度の利用を希望される場合は初回申請以降毎年度（最大5回）申請が必要です。
◎審査の結果助成金の交付を受けられない場合もあります。
※助成金の交付には他にも要件があります。詳しくは企画防災課までお問い合せ下さい。

お問い合わせ

上板町役場　企画防災課　☎694－6824

住宅取得から助成金交付までのおおまかな流れ

1. 取得された年　住宅の取得（登記）（平成30年4月1日から令和5年3月31日）
2. 取得された翌年（初めて固定資産税を課税された年）以降　固定資産税納付　※最終納期2月末
3. 助成金の交付申請　※7月～翌年2月末の間
4. 交付申請書等の審査（可否の決定）（※1）
5. 交付（決定・却下）通知書の送付
6. 助成金の受取り　※口座振り込み

（※1）審査の結果助成金の交付を受けられない場合もあります。

土砂災害警戒区域等が追加指定されました

徳島県水防・砂防情報マップ　https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/

（令和元年12月20日告示）

新たに阿波市との市町境の1箇所が追加指定され、特別警戒区域にも指定されました。
詳細については、上板町役場 企画防災課において公示図書を縦覧するか、徳島県ホームページよりご確認ください。

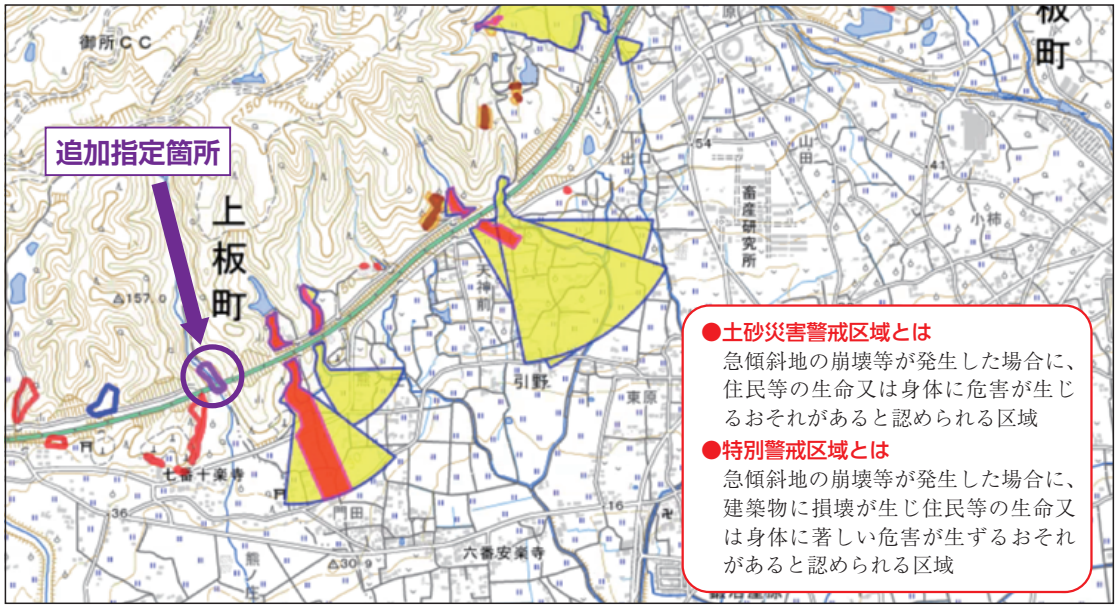

●お問い合わせ
上板町役場　企画防災課　☎694－6824

宝くじの助成金で整備しました

令和元年度の宝くじ社会貢献広報事業により、本流まめだが助成を受け、備品を整備しました。

この事業は、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、地域伝統文化の継承及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域コミュニティの振興を通じた社会貢献を目的としています。

事業の活用を希望するコミュニティ団体（町内会・こども会など）は企画防災課に申請をしてください。

お問い合わせ
上板町役場　企画防災課
☎694－6824

防災行政無線の戸別受信機の設置がお済みでない方は、企画防災課までお申し出ください。

既に戸別受信機を設置済みで、防災行政無線の放送が急に聞こえなくなった場合や、放送が途切れるなどの症状がある場合も企画防災課へお知らせください。

お問い合わせ
上板町役場　企画防災課　☎694－6824

防災行政無線設備更新工事のお知らせ

■対象設備　椎本再送信子局（上板町椎本）

■工事日　令和2年3月2日(月)から令和2年3月31日(火)までの間で連続する3日間

※詳細な工事日は決まり次第にお知らせします。

設備の更新中は、東光地区（西分、椎本）と高志地区の一部（高磯、上六條、下六條、佐藤塚、第十新田）の戸別受信機が鳴らない状態となります。更新中に放送した内容は、町のHP上でお知らせすることとしています。

また、緊急時にはエリアメール等でお知らせします。

お問い合わせ
上板町役場　企画防災課　☎694－6824

上板町学校給食用物資納入業者の募集について

上板町では学校給食センターで使用する学校給食用物資の納入業者を募集いたします。

なお、募集の様式等につきましては、上板町学校給食センターに用意しております。

または、上板町のホームページよりダウンロードしてください。

お問い合わせ
上板町学校給食センター
徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250番地4
☎694－2279

マイナンバーカード普及促進キャンペーン

【実施期間】
令和元年11月29日(金)～令和2年2月28日(金)
午前8時30分～午後5時15分（土日祝日・年末年始を除きます）

★特典★「オリジナルボールペン」「箱ティッシュ」各1つずつプレゼント！
（先着100名様限りとなっております）
※箱ティッシュは本町独自のキャンペーンとなります

【対象者】
① 期間中にマイナンバーカードの申請又は交付を受けられた方
② 既にマイナンバーカードをお持ちの方（マイナンバーカードの提示が必要です）

【配布場所】
上板町役場　住民人権課窓口

国民年金保険料の「２年前納」制度

２年間で15,000円程度の割引になります

２年度分の保険料をまとめて納める２年前納制度のご案内です。

「２年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、２年間で15,000円程度の割引になります。
なお、平成29年４月より、これまでの口座振替に加え、新たに現金・クレジットカード納付による２年前納が可能になりました。

令和２年度の２年前納の割引額

口座振替２年前納の割引額は15,840円です

２年度保険料16,540円×12カ月
＋３年度保険料16,610円×12カ月＝397,800円
397,800円－15,840円＝381,960円
※ 実際に口座から引き落とされる金額は「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認願います。

【口座振替による保険料額と割引額】

	６カ月前納	１年前納	２年前納
令和２年度	98,110円 (1,130円)	194,320円 (4,160円)	381,960円 (15,840円)

（　）は毎月納める場合と比較した割引額です。

現金及びクレジットカード納付２年前納の割引額は14,590円です

２年度保険料16,540円×12カ月
＋３年度保険料16,610円×12カ月＝397,800円
397,800円－14,590円＝383,210円
※ 実際にクレジットカードで立替納付される金額は「国民年金保険料クレジット納付額通知書」にてご確認願います。

【現金及びクレジットカード納付による保険料額と割引額】

	６カ月前納	１年前納	２年前納
令和２年度	98,430円 (810円)	194,960円 (3,520円)	383,210円 (14,590円)

（　）は毎月納める場合と比較した割引額です。

「２年前納」の手続き

⑴ **お申し込み期限**：毎年２月末

⑵ **お申し込み方法**
「２年前納」で納付するためにはお手続きが必要です。

○ **口座振替の場合**
「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、または年金事務所（郵送も可）へご提出ください。
※ 口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

○ **クレジットカードの場合**
「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項を記入の上、年金事務所（郵送も可）へご提出ください。

○ **現金の場合**
令和２年４月から２年前納する場合の手続きについては、令和２年２月頃にお示しする予定です。

お問い合わせ　徳島北年金事務所　☎ 088-655-0200　上板町役場　住民人権課　☎ 694-6809

申告納税相談のご案内
（所得税・住民税・国保税等）

期間 令和２年２月17日（月）～３月16日（月）（土日祝日を除く）

時間 午前９時～午後４時30分

場所 上板町農村環境改善センター 農事研修室

申告が必要な方

1. 令和２年１月１日現在、上板町に住所がある方で、前年中（平成31年１月１日～令和元年12月31日）に所得のあった方
2. 給与所得者で次に該当する方
   ① 給与所得以外に営業、農業、不動産、年金等の所得があった方
   ② ２ケ所以上から給与の支払いを受けている方
   ③ 前年中に退職した方や一定の所に勤務していない方
3. 上板町国民健康保険･後期高齢者医療保険加入者
   （前年中に所得がない場合でも申告が必要です。）
4. 住宅借入金等特別控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする方

※相談日は大変混雑しますので、医療費の領収書や収支内訳書は必ず計算したものをご持参ください。計算ができていなければ、会場にてご自分で計算していただきます。

※令和元年分の確定申告受付から、申告書の提出方法が、書面提出からデータ提出へと変更になります。これに伴い、利用者識別番号をお持ちでない方は、利用者識別番号の取得に時間をいただきますので、予めご了承ください。

申告納税相談に必要なもの

1. 印鑑
2. 税務署より郵送された「確定申告のお知らせ」はがき（届いた方のみ）
3. 収支計算に必要な書類、帳簿、記録簿、領収書
4. 給与所得者、年金受給者については源泉徴収票（原本）
5. 生命保険料、地震保険料等の支払証明書、社会保険料領収書、国民年金保険料控除証明書
6. 医療費控除を受けられる方は「医療費控除の明細書」と「保険などで補てんされる金額の明細書」
7. 還付申告の場合は、本人名義の口座番号（銀行名・支店名・預金種類・番号）
8. 平成28年分以降の申告書には､マイナンバーの記載が必要です。

申告時に「番号確認」と「身元確認」を行いますので以下の書類をお持ちください。

● **マイナンバーカードをお持ちの方は**
マイナンバーカードの提示が必要です。

● **マイナンバーカードをお持ちでない方は**

【番号確認書類】		【身元確認書類】
マイナンバーを確認できる書類 ●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 などのうちいずれか１つ	＋	記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類 ●運転免許証　●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート　●身体障害者手帳 ●在留カード などのうちいずれか１つ

【番号確認書類】と【身元確認書類】の提示が必要です。

※ **控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要です。**
（控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者の本人確認書類は不要です。）

※ **代理人が申告する場合**
申告者本人分の必要書類に加え、代理人の方の身分証明書の提示が必要です。

申告相談日程表

月日	曜日	支部名等
2月17日	月	全地区　年金のみの方
2月18日	火	北高瀬　古町　瀬部　元原　仁界　中須賀 鍛冶屋原南団地
2月19日	水	柚木全支部　栗ノ木全支部　天王 石橋ノ上　泓ノ上
2月20日	木	引野全支部
2月21日	金	中東１、２　中西東　中西西　セリエタウン 山田　山田南　原　北　川原田団地
2月25日	火	大東　原東　原西１、２、３
2月26日	水	神宮寺１、２　大山町　大山畑 フルーツタウン神宅　殿宮　小柿１　小柿北
2月27日	木	中北　大南１、２、３　小柿団地 神宅団地　神宅　西金屋　学園橋
2月28日	金	川西１、２　川東１、２　滝ノ宮 青木・西分・横関・八坂各団地

月日	曜日	支部名等
3月 2日	月	日吉　小路　古北村　地家　西高原　中筋 中筋第２　辻　大北村
3月 3日	火	椎本全支部　神明　東光　馬道　馬道南 馬道南２　原渕　東光団地　君ノ木 藍生
3月 4日	水	南瀬部　北瀬部　鳥屋　樫山 瀬部サンタウン
3月 5日	木	井内全支部　古田南　古田北
3月 6日	金	新田全支部　新東　上六條　下六條全支部 高磯全支部
3月 9日	月	佐藤塚全支部　第十新田　第十団地
3月10日	火	全地区特別な事由により上記期間中に申告できなかった方
3月11日	水	〃
3月12日	木	〃
3月13日	金	〃
3月16日	月	〃

鳴門税務署からのお知らせ

確定申告会場は、２月17日から開設します

税務署で申告書を作成する場合は、2月17日(月）以降にお越しください。

所得税等の確定申告会場について

●**開設期間**　**令和２年２月17日～３月16日**（土･日･祝日を除く）

●**開場時間**　**午前９時～午後５時（受付：午前８時30分～午後４時）**

申告会場には午後４時までにお越しください。

※混雑状況により、午後４時以前に入場を締め切る場合があります。

税務署の駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

申告と納税はお早目に

税　　目	申告期限・納税期限	振替納税の振替日
所得税・復興特別所得税	令和２年３月１６日（月）	令和２年４月２１日（火）
個人の消費税・地方消費税	令和２年３月３１日（火）	令和２年４月２３日（木）
贈　　与　　税	令和２年３月１６日（月）	－

納税の方は振替納税が便利ですので、是非ご利用ください。

申告手続きにはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分以降の申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の書類が必要です。

●番号確認書類（通知カード、個人番号が記載された住民票などの内いずれか１つ）

●身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証などの内いずれか１つ）

復興特別所得税欄の記載をお忘れなく

平成25年分から令和19年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1％）を所得税と併せて申告・納付することとなっています。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。**

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。

消費税の確定申告をされる方へ

申告書を作成する際、「区分経理をした帳簿」が必要になります

令和元年10月から「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」の譲渡を対象に消費税の軽減税率制度が始まりました。軽減税率対象の取引がある場合、確定申告に当たっては、**区分経理をした帳簿**※が必要になります。

なお、区分経理をした帳簿から転記等を行った「課税取引金額計算表」（簡易課税制度の適用がある方は、「課税取引金額計算表」の売上（収入）部分）を記載して準備しておくと**申告書の作成**がスムーズです。

※区分経理をした帳簿とは、令和元年９月30日以前の税率と令和元年10月１日以降の軽減税率８％と標準税率10％を区分して記帳した帳簿のことです。

消費税の軽減税率制度に関する一般的なお問合せは　☎0120－205－553（通話料無料）

医療費控除は、領収書が提出不要となりました

医療費控除について、平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

このため、医療費の領収書を税務署に提示又は提出する必要がなくなりました（医療費の領収書はご自宅で**５年間**保存する必要があります。また、後日、税務署から求められた時は、提示又は提出しなければなりません。）。

※　医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書は、ご自宅で作成し提出できます

確定申告期間中、確定申告会場は大変混雑します。
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax、郵送等での提出をお願いします。
（郵送の場合は、本人確認書類の写しの添付をお願いします。）

作成方法は、動画 YouTube でご覧いただけます。　国税庁動画チャンネル　検索

申告書の作成はこちらから！
www.keisan.nta.go.jp
使い方は電話で相談♪
☎0570－01－5901
スマホでもできるよ

お問い合わせ先のご案内

内容によって、お問い合わせ先が異なります。　間違い電話が多くなっています。
電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようにお願いします。

操作方法など作成コーナーに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
0570－01－5901　受付時間：月曜日～金曜日　9:00～17:00
※祝日等及び12月29日～１月３日を除きます。
※全国一律市内通話料金でご利用いただけます。
受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常通話料金）。

マイナンバーカードの取得や利用に関するご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120－95－0178　受付時間：月曜日～金曜日　9:30～20:00／土日祝日　9:30～17:30
※12月29日～１月３日を除きます。
受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください（通常通話料金）。

税金に関するご相談

鳴門税務署　088－685－4101　受付時間：月曜日～金曜日　8:30～17:00
※祝日等及び12月29日～１月３日を除きます。
自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

今月の納付期限について

税務課からのお知らせ

2月は固定資産税（4期）後期高齢者医療保険料（7期）及び国民健康保険税（8期）の納付月です。

納付期限は3月2日（月曜日）です。

納付期限内にお納めくださいますようお知らせします。

口座振替の方は、3月2日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

■ご利用いただける町税（料）

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■取扱金融機関

阿波銀行、徳島大正銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ

上板町役場　税務課
☎694－6807

介護保険からのお知らせ

2月は介護保険料（第6期分）の納付月です。納期限は令和2年3月2日です。納期限内にお納め下さいますようお知らせします。

口座振替の方は、3月2日に引き落としいたしますので残高の確認をお願いします。

被保険者の方に死亡や転出など異動があった場合は福祉保健課で資格喪失の手続が必要です。死亡による喪失の場合は、年金の喪失手続きも忘れず行って下さい。年金手続については、受給年金の各年金保険者へお問い合わせ下さい。

保険料変更に伴う還付のお知らせ通知が届きましたら速やかに福祉保健課で手続きをお願いします。

■お問い合わせ

上板町役場　福祉保健課　☎694－6810

相談窓口

地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点として上板町地域包括支援センターがあります。相談業務のほか介護予防事業なども行っています。今すぐに介護保険を使う必要がない場合でも、日常生活に関する相談など気軽に相談してください。

地域包括支援センター　☎694－5597
上板町老人福祉センター　☎694－6155

65歳以上の介護保険要介護認定者の方へ

「障害者控除対象者認定書」の交付について

65歳以上で要介護認定を受けている方やその扶養者に、確定申告・住民税の申告の際に障害者控除を受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

障害者控除の適用を受けられるのは、要介護認定者本人または、要介護認定者を扶養している方です。

1 認定及び交付対象者

① 令和元年12月31日現在、65歳以上で上板町の要介護認定をうけている方
（要支援1、2の方は該当しません）

② 要介護認定審査時の「主治医意見書」または「認定調査票」の「認知症・障害高齢者の日常生活自立度」欄に一定以上の記載があること
（要介護1以上であっても交付対象にならない場合があります）

2 認定書申請手続き

本人または親族が「障害者控除対象者認定申請書」を福祉保健課まで提出して下さい。
（申請書は福祉保健課にあります。）

3 申請手続に必要な物

① 申請者の印鑑
② 対象者の印鑑（申請者と対象者が違う場合）
③ 対象者の介護保険被保険者証
④ 親族が申請する場合は本人確認ができるもの

4 申請の必要がない場合

① すでに同程度の障害区分に該当する障害者手帳等をお持ちの場合
（手帳で障害者控除を受けられます）

② 本人または扶養者が所得税・住民税のいずれも非課税の場合

■お問い合わせ

上板町役場　福祉保健課　☎694－6810

第3弾

こころの健康講演会

毎日元気に過ごすには、こころとからだの健康バランスが大切です。
下記の通り、講演会を開催いたします。
こころの健康を考える機会として、ぜひご参加ください。

日時 令和２年３月４日(水)
午後１時20分～３時(受付　午後１時～)

参加費 無　料

場所 上板町中央公民館(役場２階) 大会議室

演題 「笑いのチカラでこころとからだも元気になろう！」

講師 新居浜精神衛生研究所付属　豊岡台病院
院長　枝(えだ)　廣(ひろ)　篤(あつ)　昌(まさ)　先生

お申し込み 事前お申し込みは不要です。当日、直接会場にお越し下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

お問い合わせ 上板町役場 福祉保健課　☎ 694−6810

＊講師プロフィール＊

平成元年愛媛大学医学部を卒業。精神科医。社会人落語家。笑いヨガティーチャー。日本笑い学会四国支部代表。笑いを活かした健康づくり、地域づくりに取り組んでいます。

〈こころの相談窓口〉

◆徳島県精神保健福祉センター　☎088−602−8911
◆徳島保健所 こころの健康担当　☎088−602−8905
◆上板町役場 福祉保健課　☎694−6810

第51回上板町社会福祉大会の開催について

日時 令和２年２月29日(土)
開場・受付　午前９時から

会場 上板町老人福祉センター
上板町西分字橋西1番地11
※会場の駐車スペースには限りがありますので、自家用車で御来場の際は、可能な限り乗り合わせをお願いします。

内容
① プロローグ
あじさいコーラス、
シルバー大学OB会みつばち座寸劇
② 大 会 式 典
表彰、大会宣言等
③ 記 念 講 演
「笑いと健康、高齢者の生きがい」
講師　大道芸人　たっきゅうさん
(本名　田久(たきゅう)　朋寛(ともひろ)　氏)

お問い合わせ 上板町社会福祉協議会　☎ 694−6155

永年にわたり、社会福祉の推進に功績のあった方々に敬意と感謝の意を表するとともに「住んでよかったと思えるまちづくり」の一層の充実を図ることを目的に開催します。
多数のみなさまのご参加をお待ちしております。

講師プロフィール

京大卒の異色の大道芸人として、京都市を拠点に全国の老人介護施設や高齢者大学等で活動。大道芸で培ったノウハウと笑いに関する学術的知見を融合し、中高年を対象とした笑いの講演会「ユーモアセラピー」を開発。笑いの効果を生かし高齢者の心身の健康をサポートしています。

9:00	9:30	10:00	11:00	12:10
受付	プロローグ	大会式典	記念講演	閉会

自動車事故被害者救済制度について

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構では自動車事故被害者に対し、以下のような取組を行っております。

■国土交通省
●短期入院・短期入所協力事業
●介護者なき後に備えるための情報提供
お問い合わせ：国土交通省自動車局保障制度参事官室
☎ 03－5253－8111（内線：41418）

■NASVA交通事故被害者ホットライン
●全国の交通事故被害者及びその家族等へNASVAの支援制度や相談先にお困りの場合には各種相談窓口を紹介しています。
☎ 0570－000738
(土･日･祝日･年末年始を除く9:00～12:00､13:00～17:00)

■自動車事故対策機構(NASVA)
●介護料の支給
●短期入院・短期入所費用助成　※対象：介護料受給者
●介護相談・訪問支援　※対象：介護料受給者
●療護施設の設置・運営
●交通遺児等貸付制度
●介護者なき後に備えるための情報提供　など
お問い合わせ：自動車事故対策機構徳島支所
☎ 088－631－7799
※介護者なき後に備えるための情報提供については、国土交通省及び自動車事故対策機構で対応しております。

保健師からのお知らせです

1．上板町こうのとり応援事業について

上板町では、不妊治療を行っているご夫婦を支援する為、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部（１回につき上限10万円）を助成します。
助成は、徳島県こうのとり応援事業の助成決定を受けたものに上乗せする形で行います。

【申請方法】
原則として、治療が終了した日の属する年度内に必要書類を添付して申請する必要がありますので、
令和元年度中に治療が終了した方は、
令和２年３月31日（火）までに　必ず申請してください。
※この期間を過ぎると申請を受理できない場合がありますのでご了承ください。
詳しくは、上板町ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

2．「子宮頸がん検診、乳がん検診受診」について

令和元年度の子宮頸がん検診、乳がん検診の検診期間は令和２年３月31日（火）までとなっています。
受診間隔は2年に1回、対象者となる年齢は、子宮頸がんは20歳以上、乳がんは40歳以上の女性の方です。
受診対象となる方でまだ受診されていない方は、福祉保健課までご連絡下さい。

3．「救急車の正しいかかり方について」

こんな時は救急車を呼びましょう

①15分以上続く突然の胸の痛み、圧迫感、重苦しさ、特に冷や汗を伴うようなもの
⇒心筋梗塞、狭心症などが疑われます！

②突然、意識がなくなる
⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます！

③突然、手や足に麻痺がおこる
⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます！

④呼吸が苦しくなる
息を吸うごとにヒューヒュー音がしている
息を吐くときに大げさに肩を動かしている
意識がはっきりしない、など

⑤出血が止まらなくなる
傷口から血液が勢いよくふきだしている
血液が大量に流れ出している、など

⑥広い範囲のやけど
（例：体の表面積の15%以上）

⑦交通事故
⇒特にはねとばされたり、歩行ができない、意識がないなど
現場検証の前に119番通報

⑧心肺停止状態
心臓と呼吸が止まった状態で、放置すれば死んでしまう。一刻を争う状態。

⑨その他、いつもと様子が全く違う、顔色が真っ青などの異常がある、など

救急車の呼び方

緊急を要する重症な状態の場合は、次の要領で通報してください。

❶119番にダイヤルする。
❷「火事ですか。救急ですか。」と尋ねられるので、「救急です」と告げる。
❸救急車に来てもらう場所、患者の氏名、年齢、状態を伝える。
- マンションの場合はマンションの名前、○階、○号室
- 場所がわかりにくい場合は、目印となる建物や道路名など

❹救急車を待っている間に次のものを用意する。
- 健康保険証　●お金　●普段飲んでいるお薬

❺救急車のサイレンが聞こえたら、場所を案内する人を出し、誘導する。
❻救急車が到着したら、次のことを伝える。
- 救急車が到着するまでの容態変化
- 応急手当をした場合は、その内容
- 持病がある場合は、その病名、かかりつけ医

◆私のかかりつけ医◆

病院名	電話番号	診療時間

化学物質（タバコ・家庭用品）、医薬品、動植物の毒などによって急性中毒の事故が発生した場合には…
大阪中毒110番（365日　24時間対応）
☎ 072－727－2499（情報提供料：無料）

● お問い合わせ ●　　上板町役場　福祉保健課　保健師　☎６９４－６８１０

2月　保健行事予定表

Ⅰ　健康相談・健康教育

月／日	時　　間	場　　所	内　　容	担　　当
2／4	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
3／3	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

Ⅱ　乳幼児健康診査

1．乳児健康診査

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該　当　者
2／5	13：10～14：00	農村環境改善センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	平成31年3月4月、令和元年9月10月生

2．3歳児健康診査

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該　当　者
2／12	13：00～13：20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成28年8月1日～平成28年10月31日生

令和2年2・3月分 在宅当番医

〈2/1～3/10まで〉

市外局番は（088）です。

■担当時間■　平日18：00～22：00　休日9：00～22：00

2月	1(土)	かまだ眼科	678－8585
	2(日)	野田（五）医院	694－2008
	3(月)	新野医院	672－0571
	4(火)	近藤内科医院	672－5630
	5(水)	ファミリークリニックしんの	672－5148
	6(木)	みやざき内科診療所	672－6618
	7(金)	井内内科	694－5353
	8(土)	高田整形外科	698－8689
	9(日)	友成医院	694－5515
	10(月)	有住内科クリニック	698－8655
	11(火)	井関クリニック	637－6066
	12(水)	野田（泰）医院	694－2009
	13(木)	野田（五）医院	694－2008
	14(金)	友成医院	694－5515
	15(土)	堀口整形外科	698－5111
	16(日)	有住内科クリニック	698－8655
	17(月)	井関クリニック	637－6066
	18(火)	上板整形外科クリニック	637－6600
	19(水)	川原眼科	694－8388
	20(木)	浦田病院	699－2921
2月	21(金)	芳川病院	699－5355
	22(土)	藤本クリニック	698－0303
	23(日)	越智内科胃腸科	698－3111
	24(月)	みやざき内科診療所	672－6618
	25(火)	井上医院	699－8070
	26(水)	春藤内科胃腸科	699－3777
	27(木)	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699－2787
	28(金)	かまだ眼科	678－8585
	29(土)	越智内科胃腸科	698－3111
3月	1(日)	芳川病院	699－5355
	2(月)	田根内科胃腸科	698－0123
	3(火)	有住内科クリニック	698－8655
	4(水)	堀口整形外科	698－5111
	5(木)	藤本クリニック	698－0303
	6(金)	越智内科胃腸科	698－3111
	7(土)	平野内科	698－8060
	8(日)	井上医院	699－8070
	9(月)	平野内科	698－8060
	10(火)	山田外科内科	698－5500

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院	698－1234	全日対応ですが、要確認
稲次病院	692－5757	水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター	672－1171	対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

締切り間近！ 上板町プレミアム付商品券の購入について

上板町プレミアム付商品券事業を実施しております。5、000円分の商品券を4、000円で購入でき、1人25、000円分まで購入が可能です。

購入期限は令和2年2月28日（金）までとなっておりますので、購入引換券をお持ちの方で購入を希望される方はお早めにお手続きをお願いいたします。

なお、申請をしていただいた方には既に購入引換券を送付しております。申請をされた方で購入引換券が届いてない場合は役場福祉保健課までお問い合わせください。

商品券については、それぞれ期間を設定しておりますので左表をご確認のうえお早めに手続きしてください。

購入期間	令和２年２月28日まで
使用期間	令和２年３月31日まで
購入場所	上板町商工会 (平日 午前９時～午後４時まで)

■お問い合わせ
上板町役場　福祉保健課　☎694－6810

徳島救急医療電話相談（#7119）について

令和元年12月1日 相談受付開始

徳島県では、令和元年12月1日より「徳島救急医療電話相談（#7119）」が開始されています。夜間・休日の急な病気やけがなどの際、家庭でどのように対処すればよいか、すぐに医療機関を受診した方がよいかなど判断に迷った時に、医師や看護師へ相談ができるものです。あくまでも電話によるアドバイスであり、診断・治療はできませんのでご了承ください。

○相談時間
月曜日～土曜日
午後6時から翌朝8時まで
日曜日・祝日・年末年始
（12／29～1／3）：24時間対応

○相談料　無料
（ただし、通話料金は利用者負担となります。）

○相談電話番号
#7119（ダイヤル回線の固定電話やIP電話、#7119をご利用できない場合：088-622-6530）
※15歳未満のお子さんの場合は、「徳島こども医療電話相談（#8000）」にお電話ください。

詳しくは、徳島県ホームページ「徳島救急医療電話相談（#7119）について」をご覧ください。

■お問い合わせ
上板町役場　福祉保健課　☎694-6810

保健センター新築工事に伴う車両出入りの規制について

令和元年10月より着手していました庁舎修繕工事が、令和2年1月末に竣工しました。引き続き2月より保健センター新築工事を庁舎西側で着手します。保健センター新築工事に伴い、1月末までの進入禁止エリアを2月より図のとおり拡張します。また、工事期間中は、役場西側からの車両の出入りを禁止します。工事期間中来庁者の方には、ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

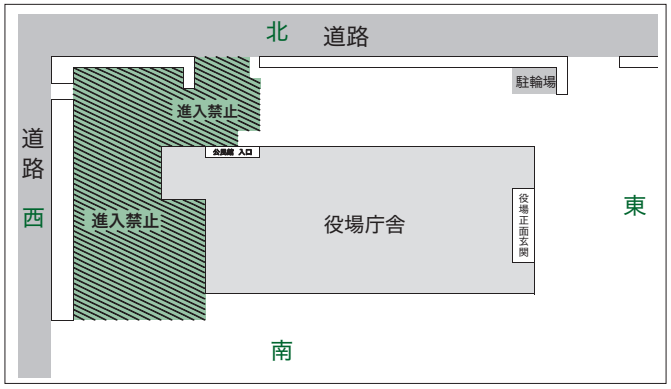

徳島県からのお知らせ

徳島県職員・警察官採用説明会の開催

令和2年度に徳島県職員・警察官採用試験の受験を考えている方々への採用説明会を開催します。

■日時・場所
①（警察官・警察事務）3月9日　午後1時30分～
②（県職員・技術系）3月10日　午前9時30分～
③（県職員・事務系）3月10日　午後1時30分
徳島県庁11階　講堂
※3月11日（東京）　3月12日（大阪）
3月13日（名古屋）

■申し込み
令和2年2月3日～3月2日
「徳島県職員採用案内」HPからお申し込みください。

■お問い合わせ
徳島県人事委員会事務局
☎088-621-3211

プリザーブドフラワーコサージュ教室の案内

上品に華やかさを添えるワンポイントアイテムであるコサージュは、卒業式、入学式のマストアイテム。プリザーブドフラワーで、1点物のハンドメイドのコサージュを作ってみませんか。ギフトにも最適です。

■日　時　2月26日　水曜日　13時30分～
■場　所　馬道会館　☎694-4868
上板町西分字原渕18番地2
■申し込み締め切り
2月21日　金曜日　午後5時まで
■材料代
2、000円

水道課からのお知らせ

宅内漏水にご注意ください！

宅内漏水の見つけ方

次のようにしていただきますと、水漏れがわかります。

①家中の蛇口を全て閉めましょう。

②メーターボックスのフタを開けてメーターを見ます。銀色か赤色の星のような形のもの（パイロット）を、確認しましょう。

③パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。

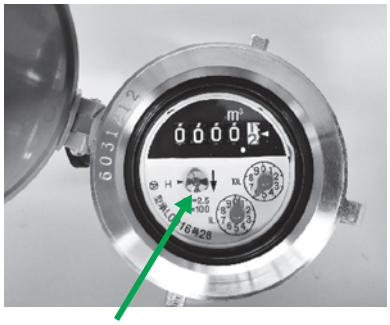

漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの給水装置工事事業者に依頼して、修理してください。

■お問い合わせ　上板町役場　水道課　☎694－6817

凍結防止について

これからは、寒さが一層厳しくなり、給水栓及び立ち上がり管は、凍結する恐れがあります。

凍結管に熱湯をかけて溶かそうとすると、水道管が急激な温度変化により破損する恐れがありますので、夜間の内に防寒布等で保護し、水道事故を予防しましょう。

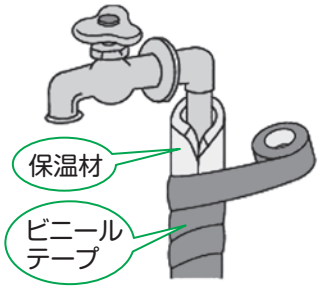

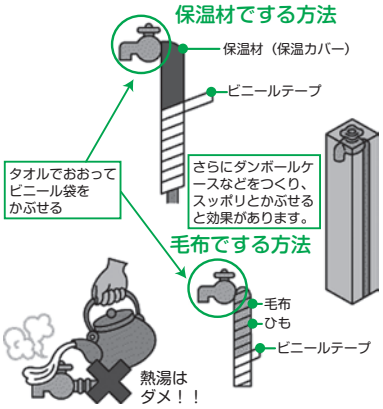

水道管修理の基準としてください

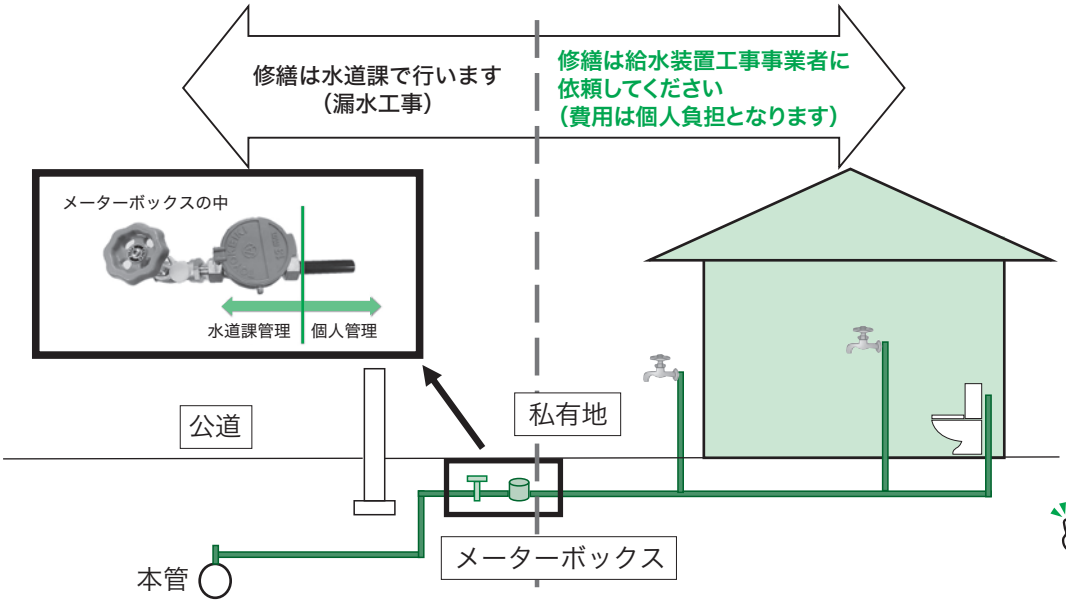

上板町役場　水道課　☎694－6817

徳島県の最低賃金

◎ 徳島県最低賃金　時間額 793円

【発効日】令和元年10月1日

◎ 特定最低賃金

産業名	時間額	発効日
造作材･合板･建築用組立材料製造業	873円	令和元年12月21日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	925円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	885円	

確認しましょう！最低賃金

〈お問い合わせ〉
徳島労働局労働基準部賃金室
または最寄りの労働基準監督署へ
TEL（088）652－9165
FAX（088）622－3570

https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/　ぜひ、ご検討ください「業務改善助成金」

セカンドライフ・チャレンジ農業支援事業の紹介（就農準備支援事業）

セカンドライフとして農業にチャレンジする方の研修費用を助成します。

1年以内に離職や定年退職した者で、新たに就農する強い意欲のある50歳以上65歳未満の者で、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校が実施する①農業経営者育成コース②6次産業化コース③営農基礎講座（春秋クラス・秋冬クラス）を受講した者に支援を行う。

1 対象者要件

町内に住所を有する者で、1年以内に離職や定年退職した者で、新たに就農する強い意欲のある50歳以上65歳未満の者

2 支援の内容

就農準備支援事業

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校が実施する

① 農業経営者育成コース
② 6次産業化コース
③ 営農基礎講座（春秋クラス・秋冬クラス）

上記3コースを受講し、修了証の交付を受けた者に受講費用のうち、受講料、教科書代、傷害保険料に係る費用の全額を補助する。

但し、6次産業化コースでの教材費は対象外とする。

■お問い合わせ
上板町役場　産業課　☎694-6806

農作業後は道路に泥を落とさないように注意しましょう！

農地でトラクターなどの農業機械を使用したのち、道路に泥を落としたまま移動される事例が度々発生しており、通行者や近隣の住民の方からの苦情が寄せられています。

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、道路を汚すだけでなく、自動車や歩行者、オートバイ、自転車などの通行の妨げにもなり大変危険です。

環境美化と交通安全のため、農作業後に田や畑から道路へ出る際には、必ず泥を落としてから移動するようお願いします。また、やむを得ず道路を汚してしまった場合には、すみやかに泥の撤去、清掃をしていただくようお願いします。

お問い合わせ
上板町役場　産業課
☎694-6806

大型ごみの「ふれあい回収」について

上板町では、環境保全・地域福祉施策として大型ごみの「ふれあい回収」を実施しています。

■「ふれあい回収」とは

大型ごみの回収は原則として「リサイクルセンター」で決められた日時に行っていますが、自らが上記場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々（対象世帯参照）を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収に伺うサービスを実施しています。

■対象品目

左記の6品目を除く家庭で不要となった大型ごみ

テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコン

※個別の品目については、家庭ごみ分別マニュアルを参照してください。

■対象世帯

次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である者

①70歳以上のみの世帯
②心身に障害のある方が同居している世帯（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5が対象となります。）

■申し込み方法

①役場環境保全課窓口で直接申し込む。
②役場環境保全課に電話で申し込む。
※申込書は、役場環境保全課窓口に備え付けてあります。

■引取日時

日程調整を行い決定します。

■注意事項

①大型ごみ1品について、大型ごみシールが1枚必要です。10枚セット1,000円で環境保全課で販売していますので、事前にお買い求めください。
②引き取り時は、必ず在宅していてください。留守の場合は引き取りできません。
③大型ごみは、申込世帯の方で玄関先まで出しておいてください。
都合により搬出できない場合は、職員が持ち出す時に立ち会ってください。
④対象世帯が、年度内に申込みできる回数は1回までとし、1回の申込みで引取りできる大型ごみの数は20品までとさせていただきます。

1月6日に次のご質問がありましたので、右記の記事でご回答させて頂きます。

Q：独居高齢者で貨物車も有りませんので、大型ゴミを出すことができません。年に一度でも結構ですから各家庭を回って収集していただければ助かります。

■お問い合わせ
上板町役場　環境保全課
☎694-6813

環境保全啓発研修会を開催しませんか？

ごみは、私たちが毎日の生活で排出するとても身近な問題です。

私たち自身のこころがけで、大きく変化することができます。

●上板町のごみはどのように処理されているの？

●どうすればごみを減らせるの？

●ごみが減ればどうなるの？

環境保全課が詳しくお伝えします。

申込方法

研修会を実施される支部は、開催日の10日前までに環境保全課に実施申請書を提出してください。

☆環境保全啓発研修会は、「上板町支部助成金」の対象となっています。

■お問い合わせ
上板町役場　環境保全課
☎694－6813

野外焼却は禁止

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、廃棄物の焼却は原則禁止されています。しかし、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却は、例外規定があります。

焼却禁止の例外

❶ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

❷ 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

❸ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例　どんと焼きやお焚き上げにおける不用となったお守りや人形等の焼却。

❹ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例　農業者が行う稲わらの焼却。あぜ道や用排水路を除草した刈草の焼却。

❺ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例　落ち葉のたき火。キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却。

注意事項

▼政令で定める焼却（焼却禁止の例外）を行う場合は、風向き、焼却量、時間帯、場所を考慮し、消火するまでその場を離れないでください。**周辺地域の生活環境に影響（煙害、健康被害）が生じている場合は、焼却を中止していただくことがあります。**

▼⑤の軽微なものとは、迷惑とならない程度のものです。苦情が発生した場合は、軽微なものと認められません。**生ごみ、プラスチック、ビニール等の廃棄物を混ぜての焼却は、絶対にしないでください。**例外規定に該当しません。

■お問い合わせ
上板町役場　環境保全課　☎694－6813

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

生ごみの減量化及び資源化を推進するため、**家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度**を設けておりますのでご活用ください。

詳細は、町ＨＰをご覧いただくか環境保全課へお問い合わせください。

補助金額　補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

①生ごみ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）
購入価格の２分の１以内の額で、３,０００円を限度。

②電気式生ごみ処理機（例：乾燥式・バイオ式）
購入価格の２分の１以内の額で、２５,０００円を限度。

※電話予約制度を導入しました。お電話一本で予約受付致します。

※補助金の交付は１世帯につき１回限りで、生ごみ処理容器又は電気式生ごみ処理機のどちらか１台となります。
（但し、補助金交付日から生ごみ処理容器は3年、電気式生ごみ処理機は5年、経過していればこの限りではない。）

※**先着順に受け付け、補助台数に達し次第、締め切り**となりますので**補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。**

手続き方法などお問い合わせ　上板町役場　環境保全課　☎694－6813

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』 利用のご案内

あなたの抱えている子育て・社会生活等の不安や心配ごと…一人で悩まず　ご相談ください。

●相談対象者

子どもや若者（39歳くらいまで）が対象となっており、またそのご家族の方からもご相談を受け付けています。

①まず困っていることを何でも話してください。
ひきこもり・ニート・いじめ・不登校・虐待・非行・不良行為等…など抱えている問題を広く伺います。

②相談内容によっては適切な対応ができる専門機関へ確実にお繋ぎします。

③自立・悩み解決に向けて継続的、総合的な支援を行います。

お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

相談窓口	連絡先	受付時間（月～金）
相談支援センター「あい」（ふれあいセンター２階）	637－6006	9:00～17:00

（土・日・祝日は休み）（相談無料）

子育て相談会『しゃべり・あい』について（ご案内）

『しゃべり・あい』は学校のこと、生活のこと、仕事のこと、さまざまな悩みを抱える子ども若者を応援する無料の子育て相談会です。

毎月第４土曜日の午後７時から午後９時まで『あい』で開催しています。

2月の『しゃべり・あい』開催について（ご案内）

★ 日時　２月22日（土）　19時～21時

★ 場所　上板町子ども・若者相談支援センター『あい』
ふれあいセンター　２階
（上板町役場より西へ300メートル　上板商工会西隣）

一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開設日
2月19日（水）

■開設時間
午後1時30分～午後3時30分

■開設場所
上板町老人福祉センター

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。お気軽にご相談ください。

令和２年２月は次のとおりです。

■開催場所
上板町中央公民館（役場２階）第１会議室

■開催日時
令和２年２月19日（水）
午後１時30分～午後４時

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

子どもの事故に関するトラブル②

【乳幼児による異物の誤飲に注意】

日常生活上における乳幼児の食品以外の異物の誤飲は、中毒、消化器の異常、窒息につながるおそれがあり、一歩まちがえば生命に関わる危険性があります。

【事例1】強力な磁力のマグネットボールを複数個誤飲し、磁石同士が引き合って胃壁や腸壁を挟んで留まり穴があき、手術等で摘出した

【事例2】タバコの葉の部分を食べて嘔吐し、中毒症状を起こした

【事例3】ゴムボールを口に入れて遊んでいるうちに窒息した

【誤飲事故の予防策】

①０～３歳くらいの子どもの口に入る大きさのものを測定する「誤飲チェッカー」などを参考に、誤飲のおそれがあるものは子どもの手の届かないところに片づける

②誤飲に気付いたらすぐに医療機関に連絡し受診するか、救急車を呼ぶ

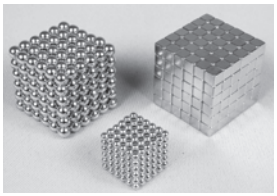

マグネットボール
「出典：独立行政法人 国民生活センター」

消費者庁ホームページの「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」から子どもの事故と予防法、対処法について確認できます。

消費生活に関するご相談は、左記相談窓口にてお気軽にご利用ください。

◆上板町消費生活相談窓口
☎694－6816　秘密厳守・相談無料
受付　平日9時～16時30分（土・日・祝・年末年始を除く）

とくしま上板熱中小学校　オープンスクール

２月の熱中小学校の授業は、オープンスクールとなります。ぜひ、この機会に熱中小学校に触れてみてください。

２月８日(土)

１時限目

橋本　麻里　先生

日本美術を主な領域とするライター
公益財団法人永青文庫副館長

２時限目

小谷　あゆみ　先生

フリーアナウンサー
農業ジャーナリスト
農林水産省 食料農業農村政策審議会臨時委員

２月22日(土)

１時限目

大森　京太　先生

㈱三菱総合研究所　取締役会長

２時限目

熱中ホームルーム

熱中小学校って？どんなことしてるの？
今さら聞けない熱中のことが聞ける楽しい１時間

■時間　13時00分～（受付開始12時30分～）　　**■場所　技の館２階（上板町泉谷字原東32－４）**

申込不要、参加費無料。参加される方は、どなたでも技の館２階受付にお越しください。
ここ熱中小学校で、新しい仲間・自分と出会い、新しいことに挑戦してみませんか？
また、第７期（2020年４月～９月）の申し込みも受付けています。
詳しくは、ジャパンブルー上板までお問い合わせください。

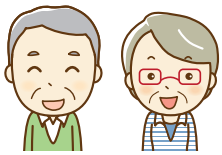

上板熱中広場　わらあい市

「上板熱中広場　わらあい市」１月の開催は、あいにくの曇り空でしたが、300名近い方にご来場いただきました。お正月ということで、凧揚げやだるま落としをして遊び、技の館に子供たちの明るい笑い声が響いていました！

2月　２月 ２日(日)　豆まきイベント
3月　３月 １日(日)　ひな祭りイベント

いずれも10:00～15:00開催です。
ご家族で是非、遊びにきてください。
お待ちしています。

大人気のピザ焼き体験、新鮮野菜の販売、毎月変わるワークショップ体験、フリーマーケット、吹き矢体験、お出汁が美味しいうどん、唐揚げなど多彩なブースも勢ぞろいしています。
また、月ごとに楽しいイベントも企画しています。
小さなお子様から大人までが楽しめる笑顔あふれる広場が・・・「わらあい市」です。

なお、２月２日（日）開催の「わらあい市」には、板野東部ファミリー・サポート・センターのご協力の下、無料託児所（技の館２階　第１研修室）が開設されますので是非ご利用ください。

お問い合わせ　**一般社団法人ジャパンブルー上板**（とくしま上板熱中小学校事務局）
〒771－1310　上板町泉谷字原東32－4　TEL 694－7766　FAX 694－7767　Mail:ai@necchu-kamiita.com
https://necchu-kamiita.com/　　https://jblue-kamiita.com/

令和元年12月 お誕生おめでとう

■七條　矢野　広宣・かおり　男の子　瑠斗（るいと）

■七條　後藤田　伸哉・絵美　女の子　もも（もも）

■神宅　柏木　健司・静雅　男の子　蓮（れん）

■七條　大野　槙也・章惠　男の子　颯斗（りくと）

板野町文化の館図書館 2月カレンダー

上板町民の方も利用可能です。

2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

□の日は休館日です。

開館時間　午前10時～午後6時

●12月は、延べ260人に1、193冊ご利用頂きました。

■お問い合わせ
板野町文化の館図書館
☎088－672－5888

学校給食センター 食育と地産地消への取り組み

毎月19日は食育の日

「あったらいいな♪献立コンテスト」入賞メニュー

上板町学校給食センターでは、上板町学校食育推進委員会が実施した「あったらいいな♪こんな献立コンテスト」で入賞した献立を提供しました。☆印が入賞した献立です。

12月9日

ごはん・牛乳
☆手作り豆天お好み焼き
（マヨ＆ソース）
中華風ブロッコリー
豚丼

12月13日

ナン・牛乳
☆かくれんぼきのこのドライカレー
ハッシュドポテト・マカロニサラダ
チーズタルト

光食品株式会社と災害時の協定を締結しました。

12月26日（木）に、光食品株式会社（上板町高瀬）と「災害時における飲料水等供給に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害時において町が飲料水等を調達する必要が生じたときに、光食品株式会社の揚水ポンプを使用して豊富な地下水の供給にご協力をいただくものです。

■お問い合わせ
上板町役場　企画防災課
☎694－6824

さくら保育所 交通安全教室

1月17日にさくら保育所で交通安全教室を行いました。交通安全協会上板分会・上板町交通安全母の会・徳島板野警察署・交通安全教育指導員の協力のもと、道路での危険や横断歩道の渡り方を教わりました。こどもたちは、指導員のお話をしっかりと聞き、横断歩道を渡る練習を楽しく行うことができました。

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場　上板町広報編集委員会　☎088－694－6824　令和2年2月1日発行　印刷／(協)徳島印刷センター